

今までは月々の返済額を少なくし、生活を立て直すという「任意整理」について説明してきました。

では借金が多額で任意整理では月々の返済ができない場合はどうするのか…そこで「自己破産」という手続がでてきます。自己破産とは今の収入では借金の返済ができないことを裁判所に認めてもらい、法的に借金の支払義務を免除してもらう方法です。

まずは現在の債務を確定。その後、裁判所に書類を提出し破産の申立を行います。裁判所は破産手続きの開始を決定し、問題がなければ免責決定が出され、さらにその後免責が確定されます。これで破産者の身分から解放されるのです。原則とし

て99万円以上の現金、時価20万円以上の財産は手放すこととなりますが、その代わりに借金全額の支払義務を免除してもらいます。通常は仕事先や周りに知られることなく、手続き(3~6ヵ月)が進行できます。自己破産手続は、人生の再出発を図るための最後の手段です。お悩みの方は一度ご相談下さい。

**借金整理、悩まず相談を!**

**債務整理 離婚 相続 他**

**三田中央事務所**

司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)